豪雨災害に係る生活再建支援等の拡充を求める意見書(案)

台風18号の豪雨災害により、国管理の鬼怒川をはじめ、県管理の八間堀川や西仁連川、 飯沼川など49河川が決壊、法面崩れを起こしました。死傷者57名のほか、床上・床下 浸水の住宅被害が1万2千件余、商店街や鉄道・道路をはじめ、米を含む農作物や農地、 農業機械、ハウスなどの農業施設など被害は甚大です。

被災地では大量のゴミ・がれきの撤去をはじめ、復旧・復興に向けた取り組みが、県や 市町村、他県からの支援も受けて急ピッチで進められています。

被災者に寄りそう支援策を図るとともに、激甚災害指定を急ぎ、以下の点を求めます。

(1) 住宅再建支援の拡充

被災者生活再建支援法における支給上限額の引き上げとともに、支給対象世帯の適用範囲を拡大すること。災害救助法による住宅の応急修理制度の限度額引き上げと期間延長を図ること。

(2) 鬼怒川流域における堤防の早期整備

堤防整備率が16.8%である本県内・鬼怒川下流域における堤防整備を早期におこなうこと。

(3) 農業被害への支援・補助

農業共済対象外の収穫後の水稲や野菜などへ支援すること。農地や農業施設の復旧 に係る災害復旧事業の補助率をかさ上げすること。

(4) 中小企業・商店街の再建支援

二重ローン対策や低利融資制度のさらなる拡充、中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業を実施すること。

(5) 医療機関・社会福祉施設の再建支援

困難に直面している医療機関や社会福祉施設の再建へ、抜本的な対策を講じること。

(6) 災害ゴミの撤去と処理

災害ゴミの処理費用について、全額国が支援すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。